（参考）

自伐型林業大学校の受講者希望の皆さまへ

**福井市自伐型林業大学校学費等支援事業補助金**

**のご案内**

概　要

福井市自伐型林業大学校学費等支援事業補助金は、受講生の経済負担の軽減を図るともに地域の活性化及び定住・定着を促進するため、自伐型林業大学校（以下「林業大学校」という。）に入学した受講生（以下「受講生」という。）に対し、受講生が負担する学費など受講生の生活に必要な費用の一部を補助する制度です。

支援コースは●印のコースです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| コース名 | 補助金の額 | 支援コース |
| 自伐型林業基礎スタートアップコース | 33,000円 | ● |
| 自伐型林業技能スキルアップコース | 55,000円 | ● |
| 自伐型林業独立経営スキル習得コース | 61,000円 | ● |

支援対象者

支援対象者は、次の各号をすべて満たす受講生です。

(１)　自伐型林業に取り組む意志があること。

（２）　申請した林業大学校の全てコースの修了後3年以内に市内で就業または起業もしくは県産材の活用などの福井市の森林、林業に関わる取り組みを行うこと。

(３)　市税等を滞納していないこと。

（４）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または、暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者でないこと。

交付先

交付先は、支援対象者の同意を得た上で自伐型林業大学校の主催者へ交付する形となります。ただし、申請者本人への補助金の交付を希望した場合は、申請者本人への振込とします。

就業等状況報告の提出

就業等状況報告書（様式第８号）は申請した林業大学校の全てコースの修了後３年以内に提出してください。

補助金の返還

交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合は、受講生が当該取消しに係る金額を返還して下さい。

ただし、申請者本人の死去、疫病等やむを得ない事情により一時的に受講や就業を休止するなど市長がやむを得ないと認めるときは、この限りではありません。